

三重大学人文学部文化学科研究紀要 投稿規程

1. 募 集

人文学部文化学科紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）は、原稿募集要項を文化学科会議に提示し、周知をはかる。

2. 投稿資格

執筆者は、原則として、本学部文化学科教員（特任教員（教育担当）を含む。以下「文化学科教員」という。）とする。共同執筆原稿は、本学部文化学科教員がファースト・オーサーとなっている場合に限る。

3. 投稿の申込み

投稿原稿は一人1篇とする。ただし、セカンド・オーサー以下の場合、その限りでない。投稿予定者は、所定の投稿申込みカードに必要事項を記入し、所定の日までに紀要編集委員会に提出する。

4. 原稿の送付

原稿は、所定の日までに紀要編集委員会に提出する。提出にあたっては、所定の送付状に必要な事項を記入のうえ、原稿に添えて提出する。

5. 原稿の受理

紀要編集委員会は、送付状記載の内容を確認したうえ、原稿を受け取り、受理年月日を記録する。原稿の保管は、紀要編集委員会が行う。

6. 掲載順序

掲載順序については、紀要編集委員会が決定する。

7. 原稿の書式

執筆は、別に定める執筆要領に従って行う。なお、執筆要領に著しく反する場合は、書き直しを求めることがある。

8. 原稿の種類

原稿の種類は、論説（Original article）、展望（Subject review article）、研究ノート（Short note and research material）及び書評・紹介（Book review）とする。

a) 論 説：長短にかかわらず、オリジナルな研究成果をまとめたもの。

b) 展 望：ある主題に関する研究成果を分析・検討し、研究史・研究の現状・将来への展望などについてまとめたもの。

c) 研究ノート：論説の内容となりうる情報を含む速報及び研究の中間報告、調査・記録・統計等についての資料的価値のあるもの、など。

d) 書評・紹介：学術関係の図書についての批評・紹介。

9. 原稿の長さ

日本語、中国語、欧文いずれの場合も、図表・写真の類を含めて、刷上がり頁数16頁以内とする。これは日本語の場合400字詰原稿用紙換算約60枚、欧文の場合ダブルスペースタイプ用紙で約25枚となる。

これを超過する場合は受理されないことがある。ただし、頁数の超過が認められた場合、超過分に関する経費は、PDF化のための経費も含めて執筆者の研究費負担とする。

10. 訳語及び要旨

日本語の題目には外国語による題目を、外国語の題目には日本語による題目を付記する。また、論説・展望・研究ノートには、日本語の要旨（800字以内）を添付する。日本語による原稿の場合には、外国語による要旨（ダブルスペースのタイプ用紙で1枚程度）を付けることができる。

11. 校 正

執筆者校は再校までとし、三校以後は紀要編集委員会が行う。校正は原則として誤植に限り、新たな書き込みや削除はやむを得ない場合を除き認めない。

12. 別 刷

掲載稿については別刷を30部作成し、執筆者に配付する。30部を超える場合、その超過分に関する経費は、執筆者の研究費負担とする。

13. 著作権等

三重大学人文学部文化学科研究紀要『人文論叢』（以下『人文論叢』という。）に掲載された論文等の著作権は、当該著作物の著者に帰属する。

ただし、紀要編集委員会は、『人文論叢』に掲載された論文を電子化し、インターネット上（三重大学学術機関リポジトリ等）で公開することができる。なお、著者が電子化およびインターネット上での公開を希望しない場合は、電子化及びインターネット上での公開を拒否することができる。

附則

この規程は、平成17年3月9日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年12月14日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年7月13日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年7月11日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

[付記]

「9. 原稿の長さ」において、執筆者の研究費負担の上で、頁数の超過が認められる場合があると規定されているが、その超過の上限を、400字詰原稿用紙換算で120枚までとするということが、1997年度の文化学科会議で了承され、1999年度の紀要編集委員会でも確認されている。また、2008年度の文化学科会議の席上でも確認されている。